

## 第 16 号

## 平成28年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について

平成28年度県単独砂防事業費等の一部を次のとおり受益市町に負担させるものとする。

平成 28 年 9 月 27 日 提 出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

事業の名称	負担市町	事業内容	事業費	負担金	事業費に対する負担金の割合	付 記
県単独砂防事業等	阿波市	県単独砂防事業	3,400,000 <sup>円</sup>	850,000 <sup>円</sup>	25/100	事業費を増額又は減額した場合は、事業費に対する負担金の割合に応じ、知事は負担金を増額又は減額することができる。
	美馬市	急傾斜地崩壊対策事業	45,000,000	3,500,000	$5/100 \cdot 1/10 \cdot 2/10$	
		県単独砂防事業	5,950,000	1,487,500		
		小 計	50,950,000	4,987,500	—	
	三好市	急傾斜地崩壊対策事業	90,000,000	6,000,000	$5/100 \cdot 1/10$	
		県単独砂防事業	3,400,000	850,000		
		小 計	93,400,000	6,850,000	—	
	勝浦町	急傾斜地崩壊対策事業	50,000,000	5,000,000	1/10	
神山町	県単独砂防事業	3,400,000	850,000	25/100		
那賀町	急傾斜地崩壊対策事業	20,000,000	1,000,000	5/100		

		県単独砂防事業	3,400,000	850,000	25/100
		小 計	23,400,000	1,850,000	—
	牟 岐 町	急傾斜地崩壊対策事業	50,000,000	3,000,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
		小 計	62,750,000	3,637,500	—
	美 波 町	県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
	海 陽 町	急傾斜地崩壊対策事業	70,000,000	4,000,000	5/100・1/10
		県単独砂防事業	12,750,000	637,500	5/100
		小 計	82,750,000	4,637,500	—
	つ る ぎ 町	急傾斜地崩壊対策事業	40,000,000	2,500,000	5/100・1/10
	東みよし町	県単独砂防事業	2,550,000	637,500	25/100

#### 提案理由

平成28年度県単独砂防事業費等に対する受益市町負担金について、地方財政法第27条第2項の規定により議決を経る必要がある。これが、この案件を提出する理由である。